

収入保険制度の導入と農業災害補償制度の見直しについて(平成29年7月)より抜粋

収入保険制度の導入と農業災害補償制度の見直し

平成29年7月
農林水産省

収入保険制度の基本的考え方

- ・ 現行の農業災害補償制度は、①自然災害による収量減少が対象であり、価格低下等は対象外、②対象品目が限定的で、農業経営全体をカバーしていない
- ・ 他方、農業の成長産業化を図るためには、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要
- ・ 収入保険制度は、このような農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として仕組む

<具体的な仕組みは別配1>

農業災害補償制度の見直しの基本的考え方

- ・ 農業災害補償制度は、農業者の減少・高齢化等時代の変化を踏まえ、農業者へのサービスの向上及び効率的な事業執行による農業者の負担軽減の観点から見直し

<見直し内容は別配2>

加入促進

- ・ 「備えあれば憂いなし」の農業生産体制を構築していくため、収入保険制度又は農業災害補償制度への加入を促進
- ・ 特に、収入保険制度については、新制度の発足でもあり、早期に適正規模を確保する必要があることから、JA、農業委員会などの関係組織と連携して、きめ細かく推進

決定の経緯と今後のプロセス

- ・ 平成28年11月に、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農業競争力強化プログラムを決定し、制度の仕組み等を取りまとめ
- ・ 平成29年6月に、「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立、法律の題名が「農業保険法」に改称
- ・ 収入保険制度の実施及び農業災害補償制度の新制度への切替えは、平成31年度から
- ・ 法施行後4年を目途として、制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

収入保険制度の具体的な仕組み

対象者等

(1) 対象者

- ・ 青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者（個人・法人）を対象
- ・ 青色申告を5年間継続している農業者を基本とするが、青色申告（簡易な方式を含む。）の実績が加入申請時に1年分あれば加入可（補償限度額は申告実績が5年になるまで徐々に引き上げ）
- ・ 加入するかどうかは農業者の選択（任意加入）

(2) 収入の把握方法

- ・ 農業者が、自己申告により、農産物の販売金額等を記載した加入申請書等とともに、青色申告書等の税務関係書類を提出
- ・ 実施主体が、提出書類の内容をチェック

青色申告とは

<青色申告に必要な書類・帳簿>

青色申告には、「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

- 正規の簿記（複式簿記）
仕訳帳、総勘定元帳、損益計算書、貸借対照表 など

○ 簡易な方式

正規の簿記までは求めないが、白色申告では求められていない、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳を整備し、日々の取引を残高まで記帳

<青色申告の主なメリット>

- 青色申告特別控除
「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能。
- 損失の繰越しと繰戻し
損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能。
また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能。

- ※ 新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。
この申請を行えば、その年分の所得から、青色申告を行うことができます（申告時期は翌年2～3月）。

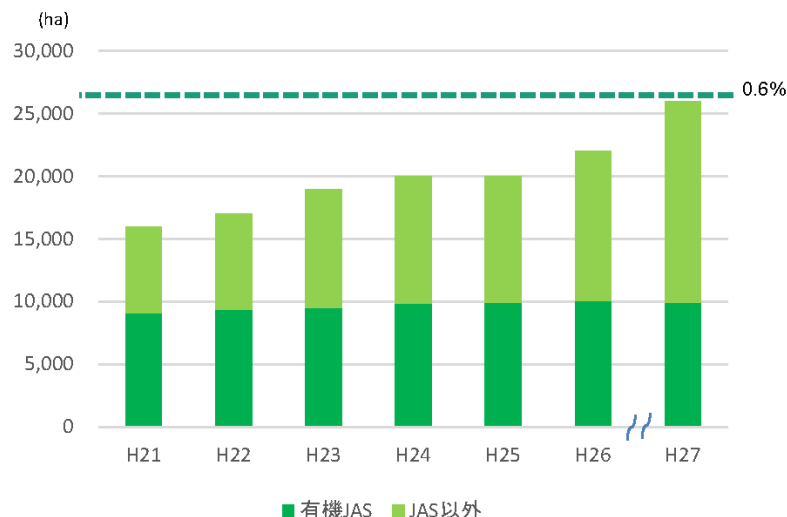
- ※ 青色申告については、各地域の農業協同組合、農業委員会などでも、農業者からの相談や代行サービスなどのサポートをしています。



7. 有機農業の現状

- 有機農業の生産面積はゆるやかに増加しているが(2万6千ha(H27年推計))、我が国の耕地面積の0.6%に過ぎない。農家数も1.2万戸であり、総農家数の0.5%。
- 一方、有機農業者の平均年齢は農業全体に比べ7歳程度若く、約半数が60才未満。また、新規就農希望者の3割が有機農業での就農を希望している。慣行農業者の5割は、生産技術が確立されるなど、条件次第で有機農業に取り組みたいとの希望。

○ 有機農業の取組面積

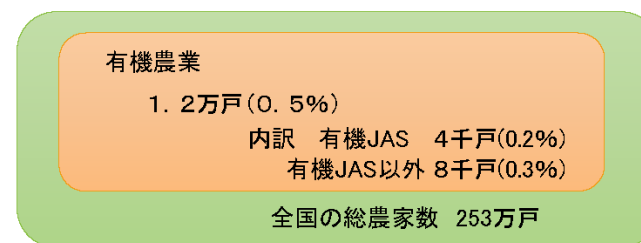


(単位: ha)

	H21	22	23	24	25	26	27年
全体	16,000	17,000	19,000	20,000	20,000	22,000	26,000
有機JAS	9,084	9,401	9,529	9,889	9,937	10,043	9,956

注: 有機JASの面積は食品製造課調査値、有機JAS以外の面積は平成21年～26年は農業環境対策課推計値、平成27年は同調査値。

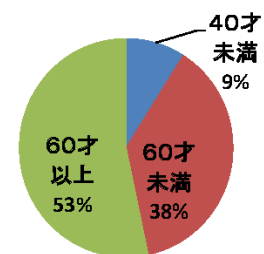
○ 有機農業に取り組んでいる農家数(平成22年)



資料: 2010年世界農林業センサス
平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、表示・規格課調べ

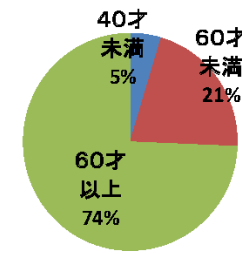
○ 有機農業に取り組んでいる農家数の平均年齢・年齢構成

有機農業



平均年齢: 59.0才

農業全体



平均年齢: 66.1才

資料: 平成22年度有機農業基礎データ作成事業報告書、2010年世界農林業センサス(基幹的農業従事者)

9. 新たな基本方針（ポイント）

- 有機農業の推進に係る条件整備は、一定の進捗が得られ、有機農業による就農希望者や慣行農業から有機農業への転換者が相当数見込まれ、有機農業により生産される農産物の需要の増加も見込まれる。このため、**おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増(1%)**とする目標を設定。
- 目標達成に向けて、①円滑に有機農業が開始できるよう、就農相談や先進的な有機農業者による研修、②地域でまとまり、実需者等のニーズに応えたロットの拡大や産地化、③広域流通の拡大に向け有機JAS認証取得手続きの簡素化等の支援、④地域の気象や土壌特性等に適合した技術体系の確立、⑤有機農業を行おうとする者や普及指導員等の支援のためアドバイザーの導入を検討。

我が国の有機農業をとりまく現状

面積

16千ha(0.4%)

有機JAS 9千ha(0.2%)

有機JAS以外 7千ha(0.2%)

農家数

1.2万戸(0.5%)

有機JAS 4千戸(0.2%)

有機JAS以外 8千戸(0.3%)

()は農業全体に占める割合(推計)

・ ドイツ	6%
・ フランス	4%
・ イギリス	3%
・ 韓国	1%

資料:2010年世界農林業センサス
平成22年度有機農業基礎データ
作成事業報告書
THE WORLD OF ORGANIC
AGRICULTURE

対応(基本方針)

①【有機農業者等の支援】

- ・ 円滑に有機農業が開始できるよう、就農相談、先進的な有機農業者による研修、情報提供など各種の支援を実施
- ・ 実需者等のニーズに応えたロットの拡大や産地化のため、地域ごとに慣行農業からの転換等を支援
- ・ 共同利用施設・機械の整備等の支援、環境保全型農業直接支援対策を引き続き実施。

②【流通・販売面の支援】

- ・ e-コマースの利活用や各種業界との連携による多様な販路の確保
- ・ 広域流通の拡大に向け、有機JAS認証について制度の維持・拡大を図り、認証取得手続きの簡素化等を支援
- ・ 地域内流通の拡大に向け、インショップや直売所等による取組を支援、6次産業化

③【技術開発等の促進】

- ・ 地域の気象や土壌特性等に適合し品質や収量を安定的に確保できる技術体系を確立、新技術の実証
- ・ 技術に対するニーズの把握、低コスト化・軽労化につながる研究開発の成果情報の提供と先進的有機農業者の活用

④【消費者の理解と関心の増進等】

- ・ 有機農業が持つ様々な機能や有機JAS制度の表示ルール等に関する普及啓発
- ・ 食育や産消提携等による都市住民等と有機農業者との相互理解の増進
- ・ 有機農業を行おうとする者や普及指導員等の支援のためアドバイザーの導入を検討

目標

おおむね
平成30年度までに
**有機農業
面積シェア
倍増
1.0%**

農業者の高い関心

新規就農希望者の3割が有機農業での就農を希望

慣行農業者の5割が生産技術が確立される等、条件次第で有機農業に取組みたいと希望

底堅い

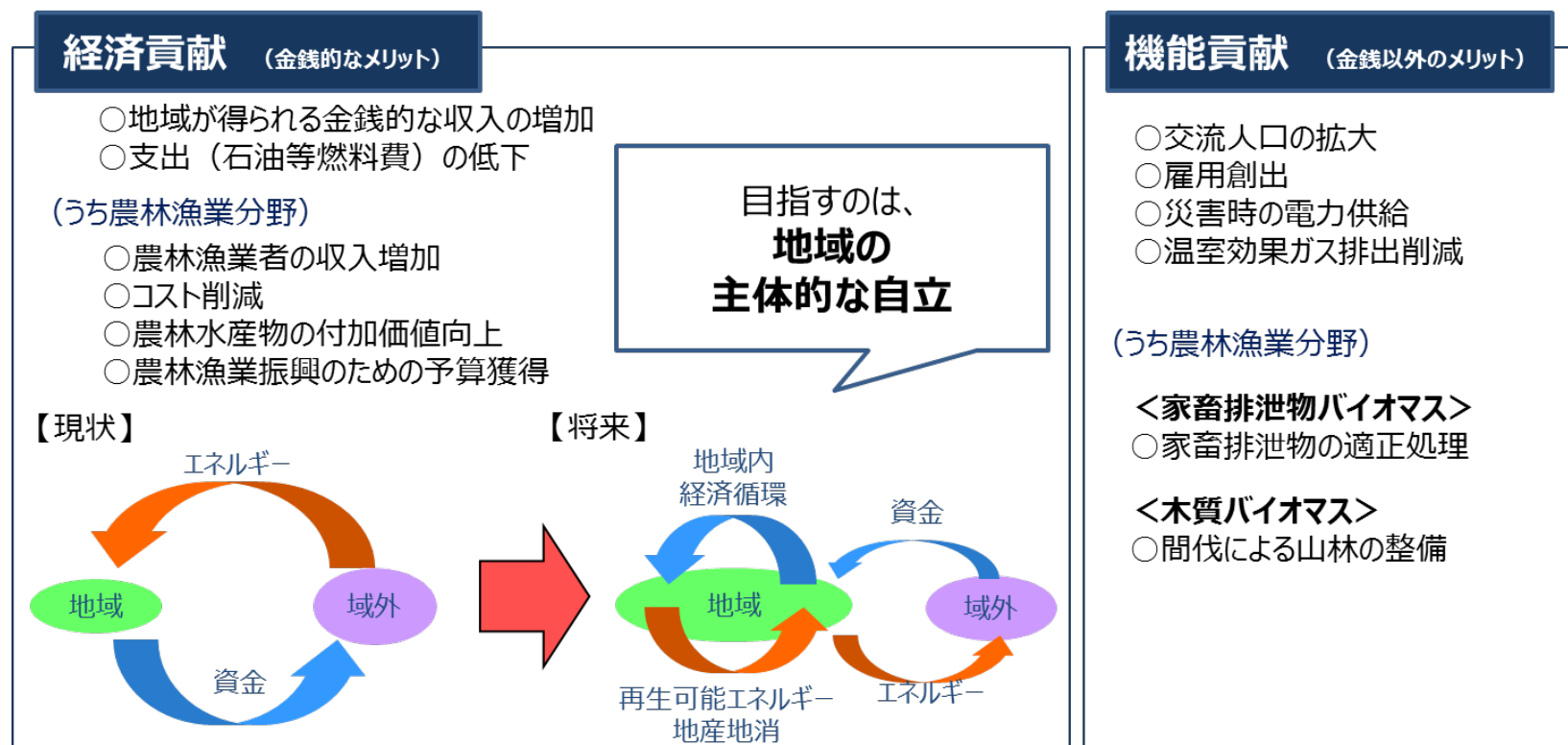
消費者の4割がすでに有機農産物を購入しており、6割が表示への信頼、入手性等、条件次第で購入したいと希望

需要

流通加工業者の3割がすでに有機農産物を取り扱っており、6割が安定供給、価格等、条件次第で取り扱いたいと希望

(4) 農山漁村における再生可能エネルギー導入の意義

- 再生可能エネルギーにより農山漁村が得られるメリットは、「経済貢献」と「機能貢献」の双方がある。
- 農山漁村の活性化を図っていくためには、「経済貢献」と「機能貢献」の双方を最大化し、地域が主体的に自立していくことが重要。
- 地域の主体的な自立を図ることは、人口減少社会への対応としても重要。



地域が、経済貢献・機能貢献の双方を最大化し、主体的に自立していくことが重要

※経済貢献のみの最大化追求は、農林地の喪失等、機能貢献を減少させるおそれあり

○ 農林漁業の健全な発展に資する取組の例

- 再生可能エネルギー事業と併せて、農林漁業の健全な発展に資する取組を行うことが重要。
- 取組内容については、市町村がそれぞれの事情に応じて個別具体的に定める。
- 再生可能エネルギー事業の売電収入の一部を利用するものや、電力・熱・副産物を利用するものなど様々な例が考えられる。

売電収入を活用するもの

○ 農林地の整備

- ・周辺の農地整備

○ 集落の維持管理

- ・集落の維持管理

○ 農林漁業関連施設の整備

- ・育苗施設、貯木場、農林水産物の加工施設、直売所、農家レストラン、農林漁家民宿、鳥獣被害対策設備等の整備

○ 農林漁業経営の改善

- ・農業機械・資材への補助
- ・6次産業化の取組による新商品開発、商品のブランド化
- ・未利用間伐材の安定的な買取り。それによる森林の維持管理
- ・市から間伐を行う事業者への補助金の交付
- ・漁業保険や漁業共済等の一部を補助



○ 基金の造成

- ・市町村等に基金を造成し、積み立て。農林漁業の振興のために活用。

○ 寄付

- ・農林漁業団体や地域の協議会へ寄付。農林漁業の振興のために活用。

電力を活用するもの

○ 農林漁業施設での活用

- ・電力を農産物加工場や酪農施設、鳥獣害対策設備、冷凍冷蔵施設等へ供給し、電気代を削減。エコ商品・産地としてブランド化。

熱を活用するもの

○ 農林漁業施設での活用

- ・熱を園芸施設や養殖施設等へ供給し、燃料代を削減。エコ商品産地としてブランド化。

※ 熱のみの事業は農山漁村再エネ法の対象外。



副産物を活用するもの

○ 消化液・堆肥の活用

- ・バイオマス発電により発生した消化液や残さから製造した堆肥を低価格で提供